○中部地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月七日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市大和町剣字栢ノ木一五五〇番から同市大和町剣字久保野一八〇九番七まで	前	一一・一四～一九・九一メートル	一〇・一九五キロメートル
	後	一六・五八～一九・一〇メートル	一〇・一九五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月七日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市大和町剣字栢ノ木一五五〇番から同市大和町剣字久保野一八〇九番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月七日

○中国地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月七日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市種井字南側一二三番七から同市種井字宮ノ上八八四番一まで	前	六・八〇～一〇・〇〇メートル	一・〇一四キロメートル
	後	七・二〇～二五・〇〇メートル	一・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月七日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市種井字中島一六九番六から同市種井字黒田四四六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月七日

○最高裁判所告示第四号

最高裁判所判事堀籠幸男の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者は、平成二十二年六月三十日互選の結果、次のとおり決定した。

平成二十二年七月七日

最高裁判所判事　那須　弘平

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所告示第五号

最高裁判所判事那須弘平の皇室会議の議員就任に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、平成二十二年六月三十日互選の結果、次のとおり決定した。

平成二十二年七月七日

最高裁判所判事　田原　睦夫

最高裁判所長官　竹﨑　博允

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付兼法務省入国管理局付）検事兼法務事務官　前田　敦史

法務省入国管理局付の併任を解除する

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）同　駒方　琢也

法務省入国管理局付に併任する

（前橋区検察庁副検事）副検事　吉﨑　淳一

太田区検察庁副検事に配置換する

（津区検察庁副検事）同　林　孝誠

四日市区検察庁副検事に配置換する（以上七月一日）

農林水産省

（財務省関税局関税課特殊関税調査室長）財務事務官　鶴田　仁

農林水産事務官（大臣官房政策課調査官）に転任させる

（経済産業省大臣官房総務課政策企画官）経済産業事務官　佐分利応貴

農林水産事務官（生産局生産流通振興課花き産業振興室長）に転任させる

（農村振興局整備部水資源課施設保全管理室長）農林水産技官　瀬戸　淑章

農村振興局農村政策部中山間地域振興課地域資源循環室長に配置換する

（農村振興局農村政策部農村環境課農村環境調査官）同　圓山　満久

農村振興局整備部水資源課施設保全管理室長に配置換する

（大臣官房政策課調査官）農林水産事務官　鶴巻　嘉一

財務省に出向させる

（生産局生産流通振興課花き産業振興室長）同　表　尚志

経済産業省に出向させる（以上七月一日）

特許庁

（審判部審判長）経済産業技官　徳永　英男

辞職を承認する（七月一日）

最高裁判所

判事補兼簡易裁判所判事　北村　治樹

同　馬場　嘉郎　同　渡邊　英夫

同　河村　宜信　同　木村　匡彦

同　堀内　元城　同　猪股　直子

同　渡邉　哲

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）　行廣浩太郎

同　東京地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する　石田　明彦

同　東京地方裁判所判事補に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

立川簡易裁判所判事に補する

同　井上　直樹

岡山地方裁判所判事補に補する

兼ねて岡山家庭裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する

岡山簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事　小林　崇

市川簡易裁判所判事に補する